

# 事業概要シート

施策： 商工業経営基盤の強化と創業支援

《 》は、29年度の当初予算

事業名： 中小企業創業等資金融資事業	現状維持	予算額	122,828 千円
		《 》	116,127 千円
財源内訳		国庫支出金	千円
		県支出金	千円
		地方債	千円
		その他	120,620 千円
		一般財源	2,208 千円

## 【事業の目的・概要・対象】

市が創業に特化した低利融資制度を設置し活用してもらうことで地域経済の発展に繋げるとともに、中心市街地の空き店舗対策など、中心市街地の活性化も図る。

○大村市中小企業創業資金

対象者： 下記条件をすべて満たしている者

- ①市内に住所を有する事業を営んでいない個人又はその個人が新たに設立する会社、中小企業者が本市に新たに設立する会社。
- ②新たに事業を開始する具体的計画を有する、又は事業を開始（会社を設立）して1年を経過していない。
- ③長崎県信用保証協会の保証対象業種。
- ④市税を完納している。
- ⑤現行取引停止処分を現に受けていない。
- ⑥営業許可、登録等が必要な業種は現に当該認可等を受けている（受けることが確実）。

融資の種類： 運転資金、設備資金

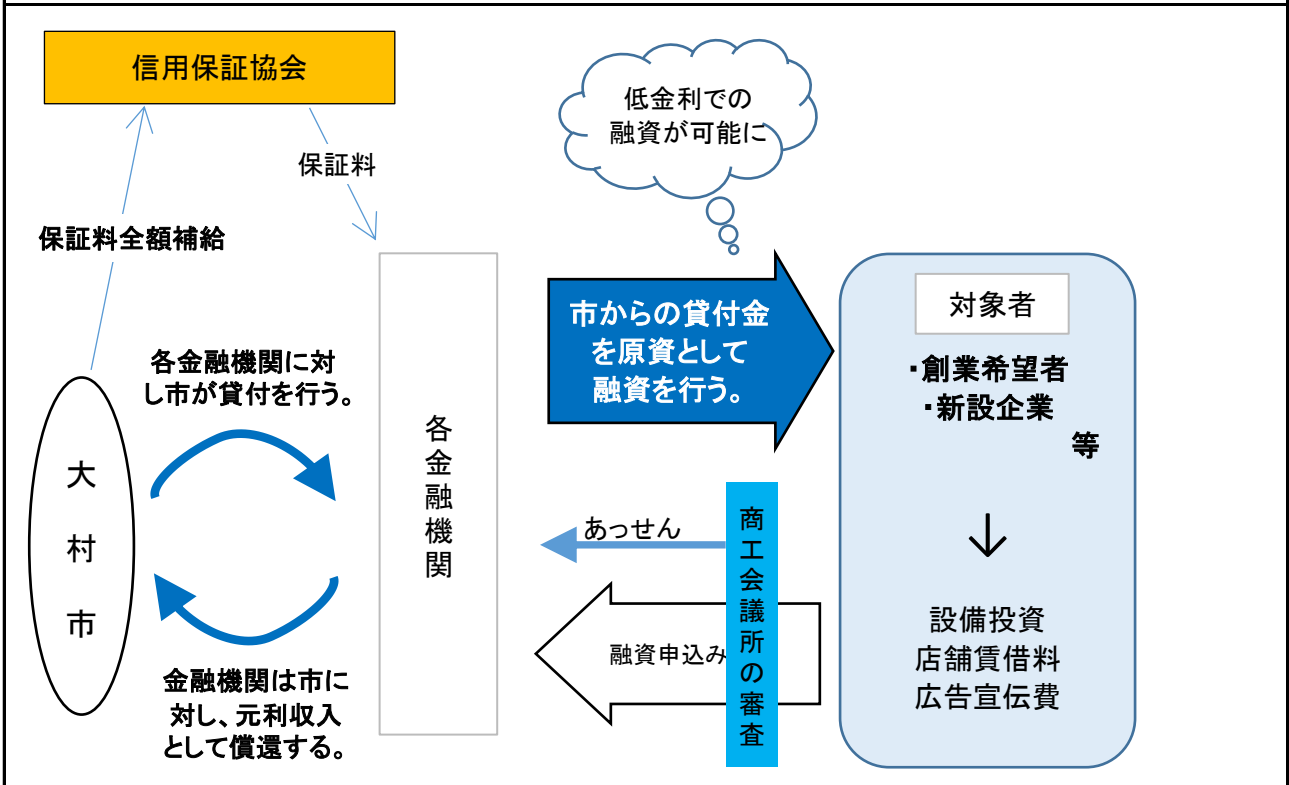
融資折率： 年1.30%

融資限度額： 1,000万円

償還期間： 運転資金は7年以内、設備資金は10年以内（うち、どちらも据置1年）

信用保証： 保証協会の創業関連保証を受けること、保証料は市が全額補給

融資申込先： 親和銀行、長崎銀行、九州ひぜん信用金庫、たちばな信用金庫、十八銀行、長崎県民信用組合の本店及び各支店



## 【背景】

市内中小企業者の健全な発展に資するため、中小企業者等の経営安定化、合理化、販路開拓及び技術開発等に要する資金の中止を円滑に行うことを目的として、従来の振興資金では支援が受けられなかった創業者のためにこの資金を設置した。直近では、保証協会からの要望があったため、平成29年度に制度の見直しを実施し、利率1.30%、協調倍率は預託額の2.40倍とした。また、利用者の利便性の向上を図るため、融資取扱金融機関を「親和銀行、長崎銀行、九州ひぜん信用金庫、たちばな信用金庫、西海みずき信用組合の本店及び各支店」に改めた。

担当課	産業振興部 商工振興課	問合せ先	0957-53-4111（内線249）
-----	-------------	------	---------------------

# 事業概要シート

## 【活動指標】

指標名		単位	H28 (実績)	H29 (目標)	H30 (目標)	H31 (目標)	H32 (目標)
①	新規融資利用（貸付）件数	目標値 件	14	13	13	13	13
②	新規融資利用（貸付）額	目標値 千円	58,940	60,000	60,000	60,000	60,000

## 【成果指標】

指標名		単位	H28 (実績)	H29 (目標)	H30 (目標)	H31 (目標)	H32 (目標)
①	年度末融資利用（貸付）件数	目標値 件	40	53	66	75	87
②	年度末融資利用（貸付）残高金額	目標値 千円	151,243	211,243	271,243	331,243	391,243

## 【予算・決算】

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	合計
事業費	80,125	80,631	71,652	116,127	122,828	151,429	622,792
国庫支出金							0
県支出金							0
地方債							0
その他	80,000	80,000	70,500	114,000	120,620	148,652	613,772
一般財源	125	631	1,152	2,127	2,208	2,777	9,020
人件費	794	776	1,382	1,430	1,430	1,430	7,242
職員	0.10人	0.11人	0.19人	0.19人	0.19人	0.19人	0.97人
時間外勤務	19h	0h	0h	24h	24h	24h	91h
嘱託員							0.00人
フルコスト	80,919	81,407	73,034	117,557	124,258	152,859	630,034

妥当性 (市の関与)	市が、市内中小企業創業者の経営に要する資金を利用しやすい制度として創設することで、地域経済の発展と雇用の安定に繋げる。
有効性 (施策貢献度)	近年、景気は上向いているが、中小企業者等融資利用者のニーズは、低利かつ安定した資金の供給である。本市の制度は創業者にとって有利な条件となっているため極めて有効である。
効率性 (コスト)	現状では市中金利や他市制度と比べて適正であるため、見直しの必要はない。

1次評価	担当者意見のとおり
2次評価	1次評価者意見のとおり